

特別号

http://www.tokyo-fudousan.or.jp/

TRAI 一般社団法人東京都不動産協会 FAX ニュース

発行人/石原 弘
編集/会員支援事業部
東京都千代田区平河町 1-8-13
TEL.03(3222) 3808 FAX.03(3222)3640

知識情報

一般社団法人移行に伴う法人名称変更のお知らせ

当協会は公益法人制度改革に対応し、一般社団法人への移行申請を行ってまいりましたが、平成23年11月28日付にて東京都から正式に認可を受けました。併せて登記を行い、12月1日をもちまして、總會承認のとおり「社団法人東京都不動産関連業協会」から「一般社団法人東京都不動産協会」へと名称を変更することとなりました。一般社団法人となり、これまで以上に会員各位の事業支援に努めてまいる所存でございます。今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

※一般社団法人移行に伴い、平成23年4月1日～11月30日までの決算と平成23年12月1日から平成24年3月31日までの予算に関する臨時總會を平成24年1月30日(月)に開催する予定となっております。
(總會開催案内、議案書等の発送予定日は平成24年1月10日(火)です。)

一般社団法人東京都不動産協会は会員の皆様の業務を応援します。

当協会は、社団法人全日本不動産協会東京都本部の会員を母体として、約7年間の準備期間を経たのち、平成10年12月に社団法人東京都不動産関連業協会として東京都知事の許可を受け設立しました。

その後、国による公益法人制度改革への対応として、一般社団法人を選択し、会員の皆様の事業をサポートすることに重点を置いた法人として、名称も改め、一般社団法人東京都不動産協会(TRA)として東京都知事の認可を受けました。

業務支援の一例

- ①会員の皆様の経営目的達成に向けた効果的な人材育成を図るため、教育研修事業を実施します。
- ②会員の皆様の事業の円滑な業務執行と業務拡大に向けた支援策として、不動産実務に役立つマニュアルの作成や関係団体との交流会を進めています。
- ③会員の皆様の事業の円滑化を図るため、TRA不動産相談室を設置し、会員の皆様の日常業務における不動産取引についての相談体制を整えています。

なお、平成23年12月「不動産相談室」日程は下記のとおりです。各日13:00～16:00

日	月	火	水	木	金	土
				1 法律	2 宅建	3
4	5 宅建	6 法律	7 宅建	8 法律	9 宅建	10
11	12 宅建	13 法律	14 宅建	15 法律	16 宅建	17
18	19 宅建	20 法律	21 宅建	22 法律	23 休	24
25	26 休	27 休	28 休	29 休	30 休	31

宅建業法に関する相談(重要事項説明、手付金、媒介報酬等)

相談対応は電話にて行います。電話による回答が難しい場合等は来所いただくことがあります。

法律に関する相談(契約解除、相続、瑕疵担保責任、敷金精算等)

法律相談は面談とさせていただきます。予め電話にて予約を入れたうえで来所ください。

電話番号 03(5909)1371(相談室専用電話)

住所: 新宿区西新宿3-4-4 京王西新宿南ビル10階